

新型コロナウイルス感染症様の症状が発生した場合の対応

※2月25日時点の定義や通知情報に基づき作成したものであり、今後の情報で変更が生じる場合がある。

【下記の症状(いずれか)がある方は、矢印の流れに沿って対応してください。】

- 1) 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている場合(解熱剤を飲み続けなければならないときを含む)。ただし、基礎疾患を有する方などについては、風邪の症状や37.5℃以上の発熱が2日以上続いている場合。
- 2) 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合。

●学校や職場を休んで外出を控える。

●新型肺炎に関する相談窓口で電話相談。

【地域の帰国者・接触者相談センター(鹿屋保健所)】

電話 0994-52-2106

【厚生労働省コールセンター】9時～21時(土日・祝日含む)

フリーダイヤル (0120)565653

※相談後、医療機関にかかる時のお願い

○帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。

複数の医療機関を受診することはお控えください。

○医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット(咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる)の徹底をお願いします。

所属、名前、連絡先を大学に報告する。

危機管理担当(総務課総務係) 電話 0994-46-4815

又は メール soumu@nifs-k.ac.jp

保健管理センターから電話があるので、聞き取り調査に対応する